

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の異動し	「措置の内容」の異動し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
040050	総務省	海外で技適相当の承認を受けたウェアラブル機器の自由な使用	電波法第4条第3号	ご要望にあるウェアラブル機器(2.4GHz帯のWi-Fi及びBluetooth機器)を国内で使用する場合に適用される制度としては、 ①電波法の技術基準適合証明を取得した場合の免許不要局としての使用 ②技術基準適合証明を取得しない場合の実験試験局免許を取得しての使用 の二つの方法があります。しかしながら、海外の技術基準で認証を受けた機器については、電波法の技術基準への適合性を確認することなく使用することはできません。	スマートグラスなどのウェアラブル機器(2.4GHz帯のwi-fiおよびbluetooth機器に限定する)が、海外で日本の技術基準適合証明相当の承認(例えば米国のFCCの承認等)を得ている場合、県内の一定地域(鯖江市小黒町の西山公園)内において、機器を使った研究・開発に対し、電波法における技術基準適合証明を免除して頂きたい。	鯖江市西山公園を、ウェアラブル機器を活用した研究・開発のための実証実験の場とすることで、国内のウェアラブル機器の開発やソフト開発をより活性化させる。 具体的には、海外で日本の技術基準適合証明(以下、適合証明)相当の承認(例えば米国のFCCの承認等)を得たウェアラブル機器(2.4GHz帯のwi-fiおよびbluetooth機器)に限定する)について、公園内で、適合証明を受けずに自由に使うことが出来るものとする。 提案理由: google glassなどに代表されるウェアラブル(身に着けることのできる)機器を国内で使用する場合、海外で日本の適合証明相当の承認があった場合でも、電波法による適合証明が必要である。開発者が、実証実験のためにそのような機器を使用する場合も技適が必要となり、国内で使用可能になるまでには時間や費用がかかるため、機器や機器用ソフトのスピーディーな開発のネックとなっている。 一方、福井県鯖江市は、全国の眼鏡の95パーセントを生産する産地であり、近年では、全国に先駆けて行政情報の公開(オープンデータ)を進めるなど、ITのまちづくりを目指している。また、鯖江市小黒町の西山公園は、鯖江市のほぼ中央に位置し、面積約56haの自然豊かな公園である。 福井県は、平成26年度より、「ふくいe-オフィスプロジェクト」として、県外のIT企業を誘致し、地場産業との連携を図っていく。本提案により、西山公園内ウェアラブル機器の実証実験の場とすることで、開発者による機器や機器用ソフトのスピーディーな開発を促し、地場産業との連携による新しい産業振興を図ってきたい。	C	-	・ご要望の内容を認めることは、以下の理由により困難です。 (理由) 周波数の使用状況は各国毎に異なっているため、各国の技術基準はそれぞれ異なっています。このため、外国の技術基準に基づいた認証を受けた無線設備であっても、日本の技術基準に適合していることを確認する必要があります。この確認がなされないまま使用された場合には、我が国の無線設備に混信を発生させるおそれがありますので、外国の技術基準に基づいた認証を受けたものであっても一方的に受け入れることはできません。 ・なお、ご提案のようなウェアラブル機器を活用した研究・開発の実施については、実験試験局の免許を取得することにより、技術基準適合証明を取得することなく実験(研究・開発)を行うことが可能です。 (理由) 技術基準適合証明を取得していない無線機器について、他の無線システムに対する混信等の影響が発生しないことを確認する必要があるため。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお、提案者の要請する実験試験局の免許取得にかかる審査期間の短縮を少しでも認める方法等について検討し、あわせて回答されたい。	・本申請は、極めて限定されたエリアでの実証実験等の一時的な適用を求めるものであり、貴省の無線設備に混信を発生させるおそれがあるという見解について、説明をお願いしたい。 ・ウェアラブル機器を活用した研究等は、実験試験局の免許取得が可能との御教示をいただいたが、免許取得の審査には相当の時間を要するため、時間短縮への協力をお願いしたい。 ・今年4月には緑ソフトバンクがゲーグルグラスを活用したBluetoothによる実験試験局の免許を取得しているが、同様のBluetoothによる実験を当該エリアにおいて、技術適合証明や実験試験局の免許を取得せずに、実験をすることが可能となる特区として検討いただきたい。	・限定されたエリア内で電波を放射した場合であっても、同じ周波数を利用する他の無線設備が接近した場合には、当該無線設備に混信を生ずるおそれがあります。なお、電波を遮蔽する構造物によって他の無線設備への混信を防止することが確認できる場合には、免許を取得することなく電波を放射することが可能な場合があります。 ・実験試験局の免許申請に係る審査では、他の無線設備への混信が生じないことを確認する必要があります。このため、総務省での審査を速やかに行うことと併せて、申請者の方には、免許申請前から総務省への情報提供をして頂くとともに無線設備のデータ測定を準備して頂く等により、申請から免許までの期間を短縮することが可能と考えています。 ・どのような通信方式であっても、無線設備が技術基準に適合していることが確認されないまま使用された場合には、他の無線設備に混信を発生させるおそれがあります。このため、実験に使用する無線設備が技術基準に適合していることを確認し、免許を行う必要があります。	1 0 2 2 0 1 0	福井県	福井県	総務省		